

学術研究部会規約

(定義)

第1条 学術研究部会は、一般社団法人日本統合医療学会(以下、本学会と称する)定款第3条に掲げる目的を達成するため、本学会定款第4条に定める会員(以下、本学会会員と称する)を中心として構成される集団を指す。

(目的)

第2条 学術研究部会は、特定の職能集団(職種・職域)及び介入手段(治療・健康増進方法)等に貢献するものではなく、社会における諸課題を横断的に解決するために調査・研究を行う学術集団である。

(学術研究部会の組織)

第3条 学術研究部会を組織したい者は、別に定める様式に従い理事会を名宛人として、学術研究部会組織申請書(以下、組織申請書と称する)を提出しなければならない。

2 理事会は、組織申請書を受け取った場合速やかに申請内容について審議し、意見書を附して業務執行理事会に送致しなければならない。

3 業務執行理事会は、理事会より受け取った組織申請書ならびに意見書を元に、当該学術研究部会の組織の可否について回答しなければならない。

(研究の支援)

第4条 前条項に従って組織された学術研究部会が行う研究は、本学会が公式に、社会における諸課題を横断的に解決するために必要とみなす研究である。

2 本学会は、諸般の事情を鑑み、全ての学術研究部会の研究を支援するように努めなければならない。

(学術研究部会の構成)

第5条 学術研究部会は、本学会会員ならびにこれらと共同その他相互に助け合って研究を行う者で構成する。

2 学術研究部会は、代表研究者を1名定めて本学会との緊密な情報交換を行うよう努める。

(学術研究部会の設置期間)

第6条 学術研究部会は、本学会の1事業年度をもって終了する。ただし、更新はこれを妨げない。

2 更新の条件は、次の各号のいずれか一つを満たすこととする。

一 本学会の1事業年度中、学術研究部会から本学会へ論文の投稿および学術報告がそれぞれ一回以上あること。

二 その他、前号に準じると業務執行理事会が認める活動を行うこと。

3 学術研究部会は、その目的とする研究が終了した時点で、別に定める様式に従って解散報告書を理事会に提出し解散する。

(学術研究部会に属する研究者の秘密保持義務)

第7条 学術研究部会に属するすべての研究者およびこれを助けて業務を行う者は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(本規約の改定)

第8条 本規約は、業務執行理事会の決定によって改定することができる。

附則

(学術研究部会の支援に関する経過措置)

第9条 本規約第4条第2項における研究の支援については、当面本学会が為しうる限りのものとする。ただし、本学会は本規約第4条第2項の達成のために努力しなければならない。

(施行)

第10条 本規則は、2019年12月6日から施行する。

学術研究部会組織申請書

申請日： 年 月 日

1 部会名称、研究目的、研究方法など（概要および本文合わせて1ページ以内）

学術研究部会名称

--

（概要）

--

（本文）

<p>※留意事項：</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本文全体は11ポイント以上の大きさの文字等を使用MS明朝体にて記載すること。2. 本留意事項（斜体の文章）は、研究計画調書の作成時には削除すること。
--

2 本研究の目的となる社会における課題など（1 ページ以内）

3 学術研究部会の構成員（ページ数制限なし）

代表研究者

氏名		所属		職位	
連絡先					
〒					
TEL				FAX	
mail					

研究者

氏名	所属	TEL	Mail	会員資格
				有 ・ 無
				有 ・ 無

4 人権の保護、利益相反への配慮及び法令等の遵守への対応（ページ数制限なし）

※ここには、研究を行うにおいて配慮を必要とする事柄について書くこと。

業務執行理事会 御中

意見書

意見書提出日： 年 月 日

謹啓 申請を受けた研究課題について、理事会において厳正なる審議を行いました。下記の通り、理事会における判断および意見を提出します。

謹白

記

学術研究部会名称	
研究代表者氏名	
理事会判断	可 ・ 否 ・ 再提出

意見（特に再提出の場合は詳細な意見を記すこと）

--

審議委員名（下に審議を行った委員名を全て列挙すること）

業務執行理事会 御中

解 散 報 告 書

解散日： 年 月 日

謹啓 下記に挙げる通り、学術研究部会を解散いたします。

謹白

記

学術研究部会名称	
研究代表者氏名	
解 散 の 理 由	研究の満了 ・ 更新不可 ・ その他事情による解散

成果の報告（研究の満了に伴う解散の場合）

--

以上

